

HACCP 導入セミナー



平成30年6月に食品衛生法改正に伴い、令和3年6月より原則としてすべての事業者がHACCPに沿った衛生管理に取り組むことが制度化されました。食品に関わる事業者は規模や業種等に応じて「HACCPに基づく衛生管理」か「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」のどちらかの衛生管理が求められます。商工会では、食品に関わる事業者の皆様に適正に対応して頂くことを目的に「HACCP導入セミナー」を開催します。

HACCPに関する上記3つを
分かりやすく解説いたします。

対象者

食品に関わる事業所

(今回は食品製造・加工に関する事業所を中心とした内容となります)

日時

令和3年7月21日(水) 14:00～16:00

個別の質問・相談時間

16:00～17:00(1事業者10分程度上限)

場所

坂井市商工会本所 2階研修室

定員

25名

講師

小松 亜佳子 氏(あかね行政書士事務所)

坂井市商工会 HACCP導入セミナー参加申込書

事業所名

業種・取扱商品

事業所所在地 〒

参加者氏名

連絡先

FAXにてお申込みください。0776-67-7023